

みやざき旅行支援割キャンペーン第2弾 よくある質問<一般のお客さま向け>

1. 概要		
No.	質問	回答
1	「みやざき旅行支援割キャンペーン第2弾」とは何ですか。	「全国を対象とした観光需要喚起策」のことで、国が地域観光をより一層強力に支援するため、地域観光事業支援における全国旅行支援として、宮崎県が国から補助を受け実施する事業です。
2	外国人の旅行は本事業の対象ですか。	日本国内居住者であれば、外国人でも利用可能です。そのため、観光・ビジネス目的など短期滞在となる在外の外国人は対象外です。技能実習生などの外国人については、在留許可証など公的な書類によって日本での居住予定が明らかであれば、利用可能です。
3	日本へ一時帰国中の海外在住の日本人は対象ですか。	本事業の対象者は、日本人であっても日本国内居住者に限られています。海外在住で一時帰国中の日本人で現在国内での居住実態がない人は対象外です。
4	全国旅行支援は、GoToトラベルや県民割とは異なる事業なのですか。	全国旅行支援は、GoToトラベル事業、県民割事業とは別事業と国から発表されています。国からの発表を一部抜粋しますと、次のとおりです。 『国の支援事業として、全国から旅行者を受け入れる都道府県を対象とし、支援水準を全国一律とすることに加え、新たな支援メニューを用意するものです。従来のいわゆる県民割を全国に拡大するのではなく、全国を対象とした新たな需要喚起策になります。』
5	宮崎県が感染状況等により事業停止した場合、宮崎県在住者の県外旅行も対象外となるのでしょうか。	補助の対象となります。 都道府県の判断で事業停止する場合、宮崎県在住者が事業実施中の都道府県への旅行は割引等の対象となります。 あくまでも事業停止となった都道府県を目的地とする旅行が対象外です。 ○ 宮崎県 → 宮崎県以外の都道府県 への旅行 × 宮崎県以外の都道府県 → 宮崎県 への旅行 ※ただし、国の判断で事業停止する場合には、双方への旅行において補助金は適用されません。
6	割引等が適用となる対象期間を教えてください。	◆ 宿泊商品及び宿泊を伴う旅行商品、日帰り旅行商品 2023年1月10日（火）～2023年4月28日（金） （宿泊の場合、2023年4月29日（土）チェックアウト分まで） 2023年5月8日（月）～2023年6月30日（金） （宿泊の場合、2023年7月1日（土）チェックアウト分まで） ※適用となる対象期間は都道府県により異なります。必ず旅行される都道府県の定めを確認ください。

7	まん延防止等重点措置により、宮崎県内の特定の市町村が事業停止した場合、特定の市町村外の市町村への旅行は対象となりますか。	<p>補助の対象となります。</p> <p>まん延防止等重点措置で指定された特定の市町村外への旅行及びまん延防止等重点措置で指定された特定の市町村外の市町村在住者の県外旅行は割引等の対象となります。</p> <p>ただし、この場合においても、宮崎県の判断でまん延防止等重点措置で指定された特定の市町村外の市町村も事業停止する場合は、まん延防止等重点措置で指定された特定の市町村外への旅行は対象外です。</p> <p>一方、まん延防止等重点措置で指定された特定の市町村外の市町村在住者の県外旅行は対象となります。</p> <p>○ まん延防止等重点措置で指定された特定の市町村外の市町村 → 宮崎県外 への旅行 × 宮崎県外 → まん延防止等重点措置で指定された特定の市町村以外 への旅行</p> <p>※ただし、国の判断で事業停止する場合には、双方への旅行において補助金は適用されません。</p>
8	旅行期間の一部に、本事業の対象外期間が含まれている場合は割引等の対象になりますか。	<p>対象外です。</p> <p>旅行期間において、対象期間内・対象期間外に相当する旅行代金を区別して確定できない場合（包括料金等）は、全体として割引等の対象外です。</p> <p>ただし、対象期間内・外における旅行代金を区別して確定できる場合は、対象期間内に限って割引等の対象となります。</p>
9	既存予約は対象になりますか。	<p>キャンペーンの対象外となります。</p> <p>みやざき旅行支援割引キャンペーン第2弾では、販売開始日である2022年12月28日（水）以降に予約がなされた旅行商品が対象となります。</p> <p>なお、延長期間分（3月31日～6月30日）の販売開始日は2023年3月17日（金）です。3月16日（木）以前の予約は対象外となります。</p> <p>※対象商品の販売開始日は、都道府県により異なります。必ず旅行される都道府県の定めを確認ください。</p>
10	既に予約済みの旅行ですが、販売開始日以降に一旦キャンセルして新規で取り直す場合は対象となりますか。	<p>12月28日（水）以降に再度予約がなされ、旅行実施日が対象期間内であれば、対象となります。なお、満室等のため新規で予約の取り直しができない場合であっても、既存予約を対象とすることはできません。</p> <p>延長期間分（3月31日～6月30日）の旅行については、3月17日（金）以降に再度予約がなされ、旅行実施日が対象期間内であれば、対象となります。なお、満室等のため新規で予約の取り直しができない場合であっても、既存予約を対象とすることはできません。</p> <p>宿泊施設や旅行事業者によっては、キャンセル料が発生する場合がございますのでご注意ください。</p>
11	7泊+7泊と連続した日付で別々のホテルを予約しました。泊数制限内なので、それぞれ割引等の対象になりますか。	<p>割引等の対象となるのは7泊分までです。合計14泊分は対象となりません。</p> <p>別々の予約であっても、実質的な旅行内容として連続性がある場合は、7泊分までが上限となります。</p> <p>ただし、連続した旅行であっても、一度出発地に戻り、その翌日に新たな旅行が開始されるような、別の旅行として成立する場合（ふたつの旅行が連続して行われる場合）は、ひとつの旅行毎に泊数制限が適用されます。</p>

12	インターネット宿泊予約サイト等で販売開始日前に予約していたが、販売開始日以降に全国旅行支援の補助対象となるクーポンを取得し、反映させた場合は補助の対象となりますか。	対象外です。 クーポン等の適用日に関わらず、12月27日（火）以前の予約は対象外です。販売開始日（12月28日（水））以降に新規で予約された旅行商品が対象となります。 延長期間分（3月31日～6月30日）の旅行については、3月16日（木）以前の予約は対象外です。3月17日（金）以降に新規で予約された旅行商品が対象となります。
13	6月30日（金）宿泊（7月1日（土）チェックアウト）の場合、チェックアウト後の復路の交通サービスは補助の対象となりますか。	1つの旅行として行程に含まれる場合、7月1日（土）23:59までに完了する旅行サービスについては、補助対象になります。 【対象外となるもの】 ・7月1日の夜に出発して7月2日の早朝に到着する夜行の運送サービス ・7月1日に開始する日帰り旅行 ※交通サービス付きの商品は、旅行事業者を経由した予約の場合のみ対象となります。お客様自身で手配された航空券等は対象となりませんので、ご注意ください。

2. 利用条件

No.	質問	回答
1	本人確認・居住地の確認はありますか。	本キャンペーンの対象となるには、本人確認・居住地確認が必ず必要になります。 本人確認等は、旅行当日（宿泊の場合、チェックイン時やツアー集合時／日帰り旅行は旅行当日の出発まで（※））に行われます。 ※「旅行当日の出発まで」とは、標準旅行業約款の特別補償規程に定める「サービスの提供を受けることを開始した時」に準じます（手配旅行も同様）。
2	本人確認・居住地の確認は誰が行うのですか。	【宿泊施設に直接予約をされた場合】 チェックイン時に、フロント等のスタッフが行います。 【旅行事業者を通して予約をされた場合】 添乗員等が同行する場合は添乗員等が行いますが、同行しない場合は、宿泊施設のフロント等のスタッフが行います。
3	本人確認・居住地確認のための書類について、具体的に教えてください。	運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、パスポートなど、旅行者の居住地の確認ができるものが必要となります。また、本人確認に当たっては、本人確認書類の原本を現地で確認することを原則とします。
4	旅行当日、本人・居住地確認書類の提示ができない場合はどうすれば良いですか。	後日送付などでの提示は認められないことから、割引及び地域共通クーポン付与の対象外となります。
5	旅行申込は旧姓で予約しましたが、当日の本人確認書類が新姓である場合はどうすれば良いですか。	旅行申込記録と本人確認書類の氏名は同一である必要があるため、割引等の対象外となります。 ただし、新姓・旧姓の確認書類が揃う場合は割引等の対象となります。

6	本人確認・居住地の確認以外に必要な要件はありますか。	<p>本人確認・居住地の確認とあわせて、以下のいずれかの提示が必要となります。</p> <p>○ワクチン接種時に発行されたワクチン接種済証又は接種証明書（※3回以上接種）等の提示</p> <p>○PCR検査等（抗原定量検査を含む）・抗原定性検査の結果が陰性（PCR検査等は確認日の3日前以内、抗原定性検査は1日以内が有効）であることの証明書等の提示</p> <p>※簡易検査キットのみを宿泊施設へ直接持参されてもキャンペーンの対象にはなりません。必ず、陰性証明書等を提示してください。</p>
7	PCR検査等の検査結果通知書はどのような様式でも良いのでしょうか。	<p>①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限が明記されているものを利用してください。</p>
8	接種済証等の提示やPCR検査等・抗原定性検査の受検について詳しく教えてください。	<p>（接種済証等の提示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種済証等または検査結果通知書については、画像や写し等の提示も可能です。 ・接種済証等を確認させていただいた方と実際に宿泊されている方が異なる場合、割引の取消及びクーポンを返還いただきます。 ・接種済証等を紛失し、接種証明書を市町村に発行依頼する場合は、発行までに日数を要する場合がございますので、余裕をもって旅行を計画してください。 ・PCR検査等・抗原定性検査の陰性証明については、簡易検査キットのみを宿泊施設へ直接持参されてもキャンペーンの対象にはなりません。必ず、検査結果通知書等（①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限が明記されているもの）を提示してください。 <p>（PCR検査等・抗原定性検査の受検について）</p> <p>PCR検査等・抗原定性検査は、下記の検査センター等で行えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ PCR検査箇所一覧（厚生労働省） ▶ 宮崎県・木下グループPCR検査センター <p>※宮崎県が実施するPCR検査等・抗原定性検査の無料検査（宮崎県民対象）について（無料検査の実施期間等については、直近の状況をご確認ください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県内にお住まいの方で、感染不安を感じる無症状の方であれば、飲食、イベント又は旅行・帰省等の活動に際し検査結果通知書を求められた方も、無料検査の対象となります（無料検査実施期間に限ります。）。 ・宮崎県・木下グループPCR検査センター以外の検査実施事業所では、陰性証明書等の発行ができない場合があります。あらかじめ検査実施事業所にご確認ください。

9	12歳未満のこどもは、PCR検査等の実施が必要ですか。	<p>【同居する親等の監護者（キャンペーン適用の条件を満たしていること）が同伴する場合】 ワクチン接種やPCR検査等の実施は不要。ただし、本人確認は、免許証や保険証等で全員必要。</p> <p>【同居する親等の監護者が同伴しない場合】 ワクチン2回接種又はPCR検査等の陰性証明及び本人確認書類が必要。</p>
10	連泊や連続して異なる宿泊施設に宿泊する場合（県をまたぐ場合も含む）は、PCR検査等の結果通知をどのタイミングで掲示すればよいですか。	<p>旅行開始日において有効なものであれば、旅行期間中は有効な検査結果として扱います（検査結果通知書は、旅行開始日において有効期限を過ぎていないことが必要です）。</p> <p>旅行開始2日目以降に検査結果通知書を確認する場合は、旅行開始日を確認できるよう、検査結果通知書に加えて旅行開始日が確認できる書類（旅行商品の場合は行程表、宿泊施設を個別手配する場合は旅行開始日以降の全ての日の宿泊を確認できる書類（領収書等））の提示を求めます。</p>
11	同行者の一部が「ワクチン接種歴や検査結果の確認」の要件を満たさない場合どうなりますか。	要件を満たさない方のみ割引及び地域共通クーポン付与の対象外となります。
12	本人確認・居住地の確認できる書類や接種済証明書または検査結果通知書を忘れた場合、どうなりますか。	後日送付などでの提示は認められないことから、割引及び地域共通クーポン付与の対象外となります。

3. 割引対象商品の予約方法

No.	質問	回答
1	みやざき旅行支援割引キャンペーン第2弾は、どこで予約できますか。	<p>（宿泊の場合） 以下のいずれかの方法で予約できます。 ①対象となる宿泊施設に直接電話等で予約する キャンペーンの適用を受けるためには、別途、STAYNAVIで宿泊割引クーポン（※）発行手続きが必要になります。 ※宿泊割引を受けるために必要なクーポンであり、地域共通クーポンとは異なります。 ②対象となる旅行会社の店頭等で予約する ③対象となるインターネット予約サイト（OTA）で予約する</p> <p>（日帰り旅行の場合） 対象の旅行会社で予約したもののみ、割引対象となります。</p> <p>※宿泊施設や旅行事業者によって、販売期間が異なる場合がございます。ご確認の上、ご予約ください。</p>
2	県観光協会ですべて予約できますか。	県観光協会（旬ナビ含む）での予約はできません。
3	どうしたら割引を受けることができますか。	宿泊施設や旅行事業者に予約される際に、割引等の対象となるかご確認ください。その後、お支払いの際に、割引された旅行代金をお支払いください。
4	割引代金は、旅行者が直接もらえますか。	直接旅行者にお渡しはしません。割引代金を引いた金額をお支払いください。

4. 割引額の算出		
No.	質問	回答
1	宿泊施設への予約とは別に往復の航空機の予約も行っている場合、交通付き宿泊旅行商品（割引上限額：5,000円）に該当しますか。	<p>該当しません。</p> <p>交通付き宿泊旅行商品とは、宿泊施設への宿泊と運送サービス（※）が1つの旅行として予約された商品となります。</p> <p>※運送サービスの基準</p> <p>航空（航空機による移動は全て対象）</p> <p>鉄道（1乗車で片道50km以上の有料列車(特急等)の移動）</p> <p>フェリー(1乗船で発着港間の直線距離が片道50km以上)</p> <p>乗合バス（1乗車で片道50km以上の利用）</p> <p>タクシー（直線距離で片道50km以上の利用）等</p>
2	子どもや乳幼児は対象となるのでしょうか。	<p>子どもや乳幼児も1人としてカウント可能です。</p> <p>（計算例）</p> <p>旅行代金：45,000円（大人1人1泊 15,000円、乳幼児 0円）1泊2日の宿泊商品 大人3人、乳幼児1人の旅行</p> <p>上限額：3,000円×4人×1泊=12,000円（0円の乳幼児を含めて4人で計算）</p> <p>この場合、割引額（販売補助金）の計算は、45,000円×20% =9,000円のため、割引額は9,000円が適用されます。</p> <p>ただし、宿泊施設や旅行事業者の業務実態に合わせ、参加者個別に割引額が算出される場合もあります。その場合、総額からの算出と比較し、割引額に差異が生じる点に留意ください。</p>
3	大人と子どもの旅行代金が異なる場合、販売補助金はどのように計算されますか。	<p>次の計算例のとおり、旅行代金等の異なる参加者も合算し、総額の旅行代金として算出します。</p> <p>（計算例）</p> <p>旅行代金：50,000円（大人1人1泊 10,000円、子ども1人 5,000円）2泊3日の宿泊商品 大人2人、子ども1人の旅行</p> <p>上限額：3,000円×3人×2泊=18,000円</p> <p>この場合、割引額（販売補助金）の計算は、50,000円×20% =10,000円となり、割引額は10,000円となります。</p> <p>ただし、宿泊施設や旅行事業者の業務実態に合わせ、参加者個別に割引額が算出される場合もあります。その場合、総額からの算出と比較し、割引額に差異が生じる点に留意ください。</p>

4	みやざき旅行支援割キャンペーンの商品に、他割引（市町村が実施する割引キャンペーン等）を併用するのは可能ですか。	<p>併用可能ですが、適用ルールは次のとおりとなります。</p> <p>【市町村等が実施する観光需要喚起策で、旅行代金・宿泊料金を割り引く場合（旅行・宿泊代金に充当できるクーポン券等を付与する場合を含む）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行代金・宿泊料金から「市町村等が実施する観光需要喚起策」の割引額（※）を引いた額の価格をもとに「みやざき割」の割引額を算出 <p>（計算例） 旅行代金15,000円に、他割引5,000円を適用させる場合 割引額：（旅行代金15,000円－他割引5,000円）×20％＝2,000円</p> <p>【市町村等が実施する観光需要喚起策で、旅行者に対して旅行・宿泊代金に充当できないクーポン券を付与する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みやざき割」と併用することで旅行者の実質負担額が0円を下回ることが明白な場合は併用不可。 <p>①みやざき割の旅行・宿泊料金の割引額、②みやざき割地域共通クーポンの付与額、③市町村等が旅行者に対して付与するクーポンの付与額（※）の合計額が、旅行・宿泊代金の総額を上回ることが明白な場合は、併用不可。</p> <p>※別途、旅行代金等の割引を行っている場合は、当該額も含む。</p>
5	旅行代金を各種ポイントやマイル、ギフト券等で支払うことは可能ですか。	個人が保有するポイント類、旅行券、ギフト券等、名称の如何を問わず、「旅行者個人に付帯するもの」等、クレジットカード・現金と同様の支払手段として利用する場合には、これらを利用可能です。
5. 変更・キャンセル		
No.	質問	回答
1	旅行開始後に、旅行日程を短縮して帰宅した場合の扱いはどうなりますか。	<p>宿泊施設・旅行事業者毎に、宿泊業・旅行業約款に則った判断をされます（キャンセル料の収受等）。</p> <p>予約された宿泊施設や旅行事業者にお問い合わせください。</p>
2	旅行者事由により、旅行商品を取り消した場合の割引はされますか。	<p>本事業の割引は、旅行商品等への販売補助として行われるものであり、旅行等代金を減額するものではありません。</p> <p>当該旅行に実際に参加、宿泊した場合に、補助の対象となるため、取り消された場合は補助の対象となりません。</p> <p>キャンセル料については、宿泊施設や旅行事業者の規定に従ってください。</p> <p>キャンセル料は、販売補助金等が適用される前の旅行代金に対して生じるため、予約時に支払っていた額よりキャンセル料が高くなる場合があり、その場合は不足額を宿泊施設や旅行業者に支払う必要があります。</p>

3	国や県の判断で、みやぎき旅行支援割キャンペーンが停止した場合、キャンセル料は補填されますか。	キャンセル料の補填はございません。キャンセルされた際に発生したキャンセル料は、お客様の負担となります。予めご了承ください。
4	旅行当日に新型コロナウイルス感染症の陽性となり、キャンセルとなりました。キャンセル料については、どのように対応すれば良いですか。	感染が理由であっても、キャンセル料の補填はありません。キャンセル料については、宿泊施設や旅行事業者の規定に従ってください。
6. 割引対象商品の範囲		
No.	質問	回答
1	各種免許、ライセンスや資格取得を目的とした旅行は、対象になりますか。	割引等の対象外です。 ただし、この場合であっても、「宿泊」または「宿泊+交通」の部分が各種免許、ライセンス、資格の取得を目的とした物品やサービスの代金と明確に切り分けられて販売されていれば、当該「宿泊」または「宿泊+交通」部分は、割引等の対象となります。 なお、各種免許、ライセンス、資格の取得ではなく、旅行先でアクティビティをすること自体（体験型アクティビティ）が目的となることを明示している旅行商品の場合は、対象となります。 (例) × 運転・操縦免許等取得費用を含む宿泊商品 × ダイビングライセンス取得費用を含む宿泊商品 ○ ダイビング体験付の旅行商品 ○ 陶芸体験付の旅行商品
2	宿泊施設での滞在時に追加で支払いを行った費用も対象になりますか。	宿泊プランや旅行商品に事前に含まれている物品・サービス以外は対象外です。 (例) 1泊朝食付き宿泊プランとして申し込み、宿泊施設滞滞時に夕食を追加で注文した場合 ○ 朝食代金を含めた宿泊料金は補助の対象 × 現地で追加した夕食代金は補助の対象外 なお、「宿泊プランや旅行商品に事前に含まれている物品・サービス」「現地で追加した物品・サービス」どちらも合わせて宿泊施設のチェックアウト時に支払う場合であっても、対象となるか否かの考え方は同一となります。
3	「宿泊を伴う旅行商品」において、宿泊施設のデユース利用は対象となりますか。	宿泊サービスのうち、宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日であるような、いわゆる「デユース」については、対象外です。

7. 日帰り旅行商品		
No.	質問	回答
1	対象となる日帰り旅行商品の条件について教えてください。	<p>日帰り旅行は、対象となる旅行会社が催行する旅行商品が対象となります。</p> <p>※本人確認等及びワクチン接種歴や検査結果の確認を適切に実施できることが前提となります。</p> <p>また、日帰り旅行は、次のA群とB群をそれぞれひとつ以上組み合わせた旅行商品です。</p> <p>A群：旅行開始日と同日中に出発地に戻る事が予定されている往復の運送サービス（出発地と目的地が別の地域である移動）</p> <p>B群：旅行目的地での消費に寄与するアクティビティ等（食事、ゴルフ、日帰り温泉等）</p>
2	日帰り旅行商品でも地域共通クーポンはもらえますか。	付与されます。
8. ビジネス利用		
No.	質問	回答
1	みやざき旅行支援割キャンペーンは、ビジネスでも利用できますか。	<p>利用できますが、公費によるものは対象外になります。</p> <p>※修学旅行等を引率する教員も同様です。</p>
9. 教育旅行・スポーツ大会等		
No.	質問	回答
1	修学旅行を含む教育旅行は、みやざき旅行支援割キャンペーンの対象となりますか。	<p>対象となります。</p> <p>ただし、旅行会社によっては対応できない場合もありますのでご注意ください。</p>
2	スポーツ合宿も対象となりますか。	<p>宿泊される方が利用要件を満たしている場合は対象になります。</p>
3	大会への参加目的の旅行は対象となりますか。	<p>対象です。</p> <p>ただし、次に定める特定の全国大会についてのみ、参加資格を有する選手、監督、コーチ、スタッフ等による大会への出場及びその運営や補佐を目的とした旅行は、大会運営側より宿泊箇所が指定されること等を事由として「旅行全体」が本キャンペーンの対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民体育大会 ・全国障害者スポーツ大会 ・全国高等学校総合体育大会（インターハイ） ・全国中学校体育大会（全中） ・全国健康福祉祭（ねんりんピック） ・全国植樹祭 ・全国育樹会 ・全国豊かな海づくり大会（豊漁祭） ・全国高等学校総合文化祭（高校総文祭） <p>※上記以外の大会（配宿が行われる場合も含む）や、参加者の応援をするために個人として予約される旅行は通常どおり本キャンペーンの対象です。</p> <p>（例）○ 大会本部外の応援団（保護者、ベンチ外部員、学校関係者等）、見学者等</p>

10. 感染症対策		
No.	質問	回答
1	旅行中に新型コロナウイルスの陽性となりました。どう対応すれば良いですか？	宮崎県陽性者登録センター（0570-089-050）に連絡し、指示を受けてください。 なお、65歳以上の方、妊婦の方、重症化リスクがある方等については、医療機関を受診してください。
11. 地域共通クーポン		
No.	質問	回答
1	みやざき割第2弾地域共通クーポンは、紙クーポン・電子クーポンのどちらですか。	電子クーポン（リージョンペイ）です。
2	みやざき割第2弾地域共通クーポンは、どこで付与されますか。	基本的に宿泊を伴う旅行商品の場合は、チェックイン時に宿泊施設において付与されます。 日帰り旅行の場合は、旅行当日に、旅行事業者や同行する添乗員より付与されます。
3	みやざき割第2弾地域共通クーポンの利用可能期間はいつからいつまでですか。	旅行期間中（宿泊の場合：チェックイン日～チェックアウト日、日帰りの場合：旅行催行日）です。
4	みやざき割第2弾地域共通クーポンはどこで利用できますか。	宮崎県内の土産物店や飲食店などで利用できます。 利用可能店舗は、リージョンペイアプリやみやざき割第2弾地域共通クーポンホームページよりご確認ください。 ※一部、紙クーポンをご利用いただけない店舗がございます。 みやざき割第2弾地域共通クーポンホームページでご確認いただくか、入店の際に各店舗でご確認ください。
5	スマートフォンがないと電子クーポンは使えないのですか。	電子クーポン（リージョンペイ）はアプリにチャージして使用するのが一般的ですが、アプリを遣わず電子クーポン台紙（紙）のまま使用することも可能です。 ただし、電子クーポン台紙で決済を行うことができる店舗は、加盟店の一部の店舗となりますのでご了承ください。 電子クーポン台紙で決済できる店舗は、みやざき割第2弾地域共通クーポンホームページでご確認いただくか、入店の際に各店舗でご確認ください。